

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改訂素案 骨子案

はじめに

1. ガイドラインの構成

- ・「はじめに」で野生動物の保護管理、特に特定鳥獣保護・管理計画による保護・管理の基本的な内容を理解する。
- ・「I. 基本事項」でイノシシの保護・管理の現状と課題、課題解決に当たっての基本的な考え方を理解する。
- ・「II. 計画立案編」で具体的な特定計画の立案、作成に当たって必要な内容を理解し、計画作成に活かす。
- ・「III. 資料編」の具体的な事例等でより理解を深める。

2. ガイドライン改訂の目的

- ・現在ある特定計画上の課題の解決の方向性を示す。
- ・2010年に現行ガイドラインが策定された以降に、鳥獣保護管理法の改正に伴い創設された指定管理事業など、現行ガイドラインで不足している内容を追加する。
- ・ガイドライン改訂版は、イノシシの生息状況、被害状況の現状から第二種特定鳥獣管理計画を策定することを目的としている。

3. 野生動物の保護管理の基本

- ・対象は野生動物＝非定常性・不確実性を含む
- ・モニタリングによるデータの収集（＝科学性の担保）とその結果に基づくフィードバック管理の必要性

4. 特定鳥獣保護・管理計画による科学的・計画的な保護・管理

(1) 計画の目的

- ・農林水産業、生態系、生活環境被害の軽減
- ・地域個体群の安定的な維持

→イノシシでは、特に農業被害・生活環境被害の軽減、被害の発生・拡大の防止が主たる目的となる。

(2) 現況（生息動向、被害動向）の把握

- ・計画の策定に当たっては、対象種の生息動向（分布状況、生息密度など）と被害動向（農林業被害、生活環境被害）と捕獲を含めた被害対策の実施状況などを把握する。

(3) 目標設定

- ・計画の目的、対象種の現状に合わせて、計画の目標を設定する。
- ・目標は計画に基づいて実施する保護・管理施策を実施した結果を評価・検証できるような具体的な目標を設定する必要がある。

→イノシシでは、個体数の季節変動や年変動が大きいことなどから、シカと同様の総個体数や総捕獲数による広域的な密度管理については困難であり、現状では農業被害量（あるいは被害額等）を管理目標とする計画が多い。一方で、イノシシによる重大な人身被害等が発生している地域もあり、場所によっては密度管理の導入を検討しなければいけないが、生息数推定や密度指標については技術的に課題が残っている。よって、当然それらの数値の技術的な問題による不確実性や取り扱いに関する注意事項も踏まえた上で、事例の積み重ねによる将来的な精度の向上も目的として被害が発生している（する可能性がたかい）特定地域におけるイノシシの密度管理の導入を検討する。

(4) 保護・管理施策

1) 個体群管理

- ・分布域、個体数、生息密度、個体を主に捕獲により管理する。
- ・一方で、個体群の状況によっては、回復させる個体群管理（保護）もある。
- ・対象種によって管理手法は異なる。

→イノシシの個体群管理は、農業被害の軽減のためには、農地周辺での加害個体あるいは加害する可能性のある個体を捕獲するという個体管理（加害個体の警戒心を高めなために群れごと捕獲することが重要）を行う。また分布拡大や市街地出没の抑制のためには、捕獲による分布管理（＝個体数管理）を行う。

2) 被害防除対策

- ・防護柵の設置：加害獣種にあった適切な資材を選択し、適当な設置場所に適切に設置し、必要な維持管理を行う。
- ・集落環境管理：集落環境診断を行って、集落への進入経路を把握し、放任果樹や廃棄作物など誘引物の有無を確認する。その上で誘引物を除去し、藪の刈り払いなどで緩衝帯を整備する。
- ・個人の対応だけではなく、地域ぐるみの、組織的な面的対策が効果的である。

→イノシシの農業被害を軽減するためには、被害防除対策が効果的であり、重要である。

3) 生息環境管理

- ・集落や耕作地周辺の環境整備：被害防除対策の集落環境管理と共通した集落や耕作地周辺に近づかせないための管理に加え、緑化手法の検討、耕作放棄地の取り扱い、牧草地の管理などにより餌の多い環境を作らないことも重要である。

- ・野生鳥獣の生息地の保全：個体群の存続を将来的に保障するために、林業の施業方法や国土のランドデザイン（土地利用）の検討を行う。

→イノシシの生息環境管理では、集落や市街地に誘引しないような環境の管理が必要である。

4) 総合的な取り組みの必要性

- ・個体群管理、被害防除対策、生息環境管理のいずれか1つでは目標の達成は困難で、地域や個体群の状況に応じて、適切に3つを組み合わせた総合的な管理が必要である。

(4) モニタリングとフィードバック管理（PDCA サイクル）

- ・保護・管理施策を実施したら、その効果検証に必要なモニタリングを行い、モニタリングの結果を評価、検証し、必要に応じて施策や計画を改善するというフィードバック管理が必要である。
- ・フィードバック管理は、対象種の現況（生息状況、被害状況等）を把握し、計画を立案し（Plan）、施策を実行し（Do）、効果を検証するモニタリングを行って、結果を評価し（Check）、評価を基に計画を改善し（Act）、それがまた次の立案（Plan）につながり4つの段階が循環する形（PDCA サイクル）が基本となる。
- ・モニタリングとフィードバック管理により特定計画は、科学性と計画性が担保されるのである。
- ・モニタリングに基づいた効果検証を行わず、問題がある施策を継続しても、計画の目標が達成されない。

(5) 体制と人材配置

- ・保護・管理施策やモニタリングを実施し、フィードバック管理を行うには、体制と人材、そして予算が必要である。
- ・保護・管理を担うのは、都道府県、市町村、地域（住民）であり、各主体により役割が異なり、それぞれの主体で役割を担う体制と人材が必要である。

(6) 役割分担・連携

- ・都道府県、市町村、地域の各主体は、管理のためにそれぞれが担う役割を分担する必要があるが、各主体が連携して実施する必要がある。

1) 各主体の役割分担

- ・都道府県：計画の策定（モニタリングの実施・方針の決定）
市町村の支援（技術的・財政的・人材育成）
広域管理
- ・市町村：対策の実施（捕獲、被害防除対策など）
地域の支援（技術的・財政的）・普及啓発

- ・地域　　：主体的な被害防除対策の実施

2) 連携の必要性

- ・都道府県の部局間（鳥獣行政担当部局・農林行政担当部局）の連携
- ・隣接する都府県との連携（広域管理）
- ・都道府県と市町村の連携
- ・特定計画（指定管理事業）と被害防止計画の整合、連携
- ・行政と地域の連携

(7) 特定計画の必要性とメリット

- ・シカやイノシシでは、特定計画を策定することで、捕獲の規制緩和（猟期の延長など）や指定管理事業が実施できるが、それ以外の種でも計画的・科学的な保護・管理のために、また特定計画は必要である。
- ・都道府県、市町村、地域といった各主体が役割を分担し、連携を図るためにも特定計画は必要である。
- ・特定計画を策定するメリットとして、都道府県内部、議会、市町村、住民、利害関係者との合意形成を図りやすいことと、計画には一定の計画期間（通常は5年間）があるため、保護・管理の継続性が担保されることが挙げられる。

I. 基本事項

1. イノシシの現状

(1) 生息状況

- ・分布状況の変化と現状
- ・分布は拡大傾向

(2) 被害状況

- ・農作物被害の状況の推移
- ・農業被害は、地域によって状況が異なるが、全国的にみると減少傾向。分布拡大地域では増加傾向。
- ・市街地出没、生活環境被害について、現状を示す具体的なデータは少ないが、報道等により各地で発生していることが確認されている。

(3) 捕獲状況

- ・捕獲数の推移

(4) 管理の現状

- ・特定計画の策定状況、特定計画の運用状況

2. イノシシの管理上の課題

- ・農作物被害金額や被害面積は、全国的に見ると減少傾向にあるが、依然として高い水

準で推移している。また分布拡大地域では増加傾向である。

- ・分布は依然として拡大しており、抑制できていない。
- ・市街地への出没も各地で発生し、対応が必要な状況になっている。
- ・モニタリング（捕獲や捕獲個体に関する）やデータ収集が不十分であり、目的にあった適切な捕獲が実施できているのかの確認、評価が不十分である。
- ・特定計画の実行部分に課題がある。
- ・特定計画の評価と改善が不十分である。

3. 課題解決に向けたイノシシ管理の基本的な考え方

(1) 農業被害の軽減に向けた総合的な取り組み

- ・イノシシによる農業被害を軽減するためには、捕獲だけでは十分な効果を上げられないことから、個体群管理（捕獲）だけでなく、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施することが必要である。

1) 恒常的に農業被害が発生している場合

- ・既に恒常的に発生している農業被害を軽減させるためには、3つの施策を総合的に実施することが必要である。

①被害防除対策

- ・もっとも確実な効果が得られる防護柵の設置は万全に行う。イノシシの被害防除に効果のある適切な柵を選択し、適切に設置し、適切な維持管理が必要である。

②捕獲

a) 捕獲の基本

- ・地形等の条件で防護柵を万全に設置できない場合には、防護柵のほかに加害個体の除去を目的とした捕獲（被害を発生させている個体を捕獲すること）も行い、農地に侵入する個体自体を減少させる。
- ・加害個体を特定してから捕獲する必要は無く、加害の可能性のある個体（農地周辺に生息する個体）を捕獲する。
- ・加害個体を除去しても個体群の成長に伴い常に農地周辺へ個体が供給されてしまう場合には、農地周辺のみならずその後背地である山域も含めた地域での生息数が増加している個体群に対する個体数・密度の低減のための捕獲（数の調整目的の捕獲）が必要となる。

b) 捕獲の目標

- ・農業被害軽減のための捕獲の目標は、「加害個体の除去」と「生息数が増加している個体群の個体数・密度の低減」の2つに整理できる。この捕獲目標に向けた適切な捕獲の実行が被害軽減につながる。

ア) 加害個体の除去：山中を主に利用する個体を捕獲するよりも、農地周辺に出没し被害を発生させている個体（加害個体）を捕獲することが、農業被害軽減には有効

である。

イ) 生息数が増加している個体群の個体数・密度の低減: 加害個体を除去しても、次々に他の個体が農地周辺に出没する場合には、山奥から林縁部までの地域に生息する個体を増加させないことが農業被害軽減に必要である。

c) 捕獲の評価指標 (把握すべき項目)

・ b) で示した目標を達成するために、適切な捕獲が実施できているかを以下に示す項目を目標に応じて把握し評価することが必要である。

ア) 加害個体の除去を目標とする場合

- ・ 農地周辺で捕獲を実施しているか: 詳細な捕獲位置情報の取得
- ・ 群れごと捕獲できているか: 加害個体が群れ (親子連れ) で行動している場合、わなから逃れた個体は、わなへの警戒心が高まることから、最初の捕獲で群れごとすべて取り除くことが重要である。特に親 (メス成獣) の捕獲が重要であり、「親を含めて捕獲できているか」を捕獲作業記録等に項目として追加する必要がある。

イ) 生息数が増加している個体群の個体数・密度の低減を目標とする場合

- ・ 繁殖可能年齢の個体が捕獲できているか: 可能な限り繁殖可能年齢 (成獣) のメスを捕獲することが、生息数を減少させることに有効である。しかし、性別を確認しての捕獲が困難であるため、性別を問わず成獣を捕獲できているかを確認することが運用上の評価となる。また、生まれてすぐの幼獣のみを捕獲した場合、その親が再度妊娠出産する可能性を高めるため、幼獣のみの捕獲を避ける必要がある。成獣メスの捕獲数や総捕獲数に対する成獣メスの捕獲割合が実質的な効果を評価する際の指標となるため、捕獲個体情報 (性・齢) も得ておくことが必要である。

③ 生息環境管理

- ・ 捕獲実施後、再び加害個体が発生しないよう、農地周辺へのイノシシの侵入・定着を防ぐための廃棄作物の除去、藪の刈り払いなどの生息環境整備を併せて行う。(防護柵や生息環境管理が適切に行われていると誘引物が限定されるので、加害個体の捕獲が効率的になる。)

2) 分布拡大 (回復) により被害が発生しそうな場合

- ・ 最近までイノシシが生息していなかった地域 (分布拡大地域) では、まだ、生息数は少ない可能性があるが、侵入初期の適切で迅速な対応が被害防止には重要である。
- ・ 多くの場合、農地でイノシシを確認した時点で、周辺には相当数のイノシシが生息しているのが普通であり、捕獲のみでは農業被害を抑えることはできない状態となっている。
- ・ 分布拡大地域では、対策に関する知識、技術がないため、適切な捕獲や被害防除対策を速やかに講じられる体制をあらかじめ整備するとともに、被害防除に関する講習会等を行い対策の知識・技術に関する普及啓発を行う必要がある。
- ・ 分布拡大地域では、地域への分布情報の提供と対策技術の普及、分布情報 (目撃・捕

獲)の収集・体制整備が必要である。

①被害防除対策

- ・農地でイノシシを確認した場合、本格的に定着する前の侵入初期の対応が重要であるため、速やかに防護柵を設置する必要がある。

②捕獲

- ・分布拡大地域においても多くはないが被害が発生する。農業被害地の拡大速度を遅くするため、箱わなを用いて農地に出現する個体の捕獲を行う必要がある。
- ・イノシシは新たな地域に進入してから定着するまでの期間が短いことから、捕獲体制の整備にかけられる時間的な猶予が少ない。そこで都府県が指定管理事業により迅速に捕獲を実施することも検討すべきである。

③生息環境管理

- ・更なる加害個体が発生しないよう、農地周辺へのイノシシの侵入・定着を防ぐための生息環境管理を併せて行う。

3) 島嶼などへの侵入初期で生息数が非常に少ない場合

- ・島嶼などの隔離された地域へイノシシが侵入した場合で生息数がまだ少ない場合には、早期の捕獲により将来的な被害を防止できることがある。
- ・イノシシは適した生息環境があれば急激に増加するので、機を逸さないよう、速やかに、増加数よりも十分に大きい捕獲圧をかけて生息数を減少させる必要がある(管理方針によっては根絶させることもある)。痕跡調査、自動撮影カメラ、目撃情報等の様々な情報を十分に活用し戦略的に捕獲を実施する。

(2) 市街地出没の抑制・被害の防止

1) 市街地出没のパターン

- ・イノシシの市街地出没は、出没した個体の警戒心(人慣れ度合い)や出没頻度、出没原因等により大きく以下の3つのパターンに分けられ、パターンにより取り組むべき対策も異なる。出没が発生した際には、速やかに現場の状況を確認し、出没原因等から出没のパターンを判断し、その後の対策につなげていく必要がある。
- ・イノシシの分布域が急速に拡大している現状から、パターン1からパターン2、3へ急速に進行することが考えられる。特にパターン2で対策を講じない場合は、パターン3に進むことが多いため留意が必要である。

①出没パターン1：突発的な市街地への出没

- ・人への警戒心：高い
- ・市街地周辺環境への定住性：低い
- ・出没頻度：ほとんどない

②出没パターン2：市街地周辺の環境に慣れたイノシシが出没

- ・人への警戒心：高い

- ・市街地周辺環境への定住性：高い
 - ・出没頻度：低い
 - ・出没原因：人には慣れていないが、市街地周辺に生息可能な環境があり、そこを恒常的に利用している個体が偶発的に出没
- ③出没パターン3：人慣れした特定のイノシシが出没
- ・人への警戒心：低い
 - ・市街地周辺環境への定住性：とても高い
 - ・出没頻度：高い
 - ・出没原因：長期間の誘引物の放置とその利用により人慣れが進んだ個体が恒常的に出没

2) 出没パターンに応じた適切な出没抑制対策

- ・イノシシが市街地へ出没した際に、とれる対応は限られている。まずは、イノシシが市街地へ出没しないようにするために、出没抑制対策を実施することが重要である。
- ・1)で示した①～③の出没パターンにより出没原因が異なるため、パターンに合った適切な出没抑制対策を実施していくことが必要である。

①出没パターン1での出没抑制対策

- ・出没した場合には、イノシシの生息情報（周辺自治体の情報、周辺地域の痕跡情報など）を収集する。
- ・その後も出没が予想される場合には、出没パターン2に向けた対策が必要となる。

②出没パターン2での出没抑制対策

- ・イノシシの生息情報の収集：分布域の拡大や個体数が増加し、痕跡等が増加している場合には注意が必要である。
- ・市街地周辺の森林地帯等での捕獲による個体数のコントロール：出没個体の母集団となる個体数を減らす。
- ・市街地への移動ルートへの遮断：藪の刈り払い等の環境整備により、イノシシの好適生息地を除去。
- ・非意図的な誘引物（堅果類、放置果樹等）の除去・管理
- ・箱わなの適切な利用：不適切な餌まき等により、餌付け個体となる可能性がある。

③出没パターン3での出没抑制対策

- ・誘引物の徹底した管理
 - 意図的：餌付け者への注意・指導
 - 非意図的：ゴミ等の管理、住民への普及啓発
- ・人慣れ個体の除去：特定個体を捕獲することで出没がおさまることがある。
- ・市街地周辺での捕獲：市街地を恒常的に利用している可能性の高い個体の数を減らす。
- ・市街地周辺の森林地帯での捕獲による個体数のコントロール：出没個体の母集団とな

る個体数を減らす。

- ・市街地への移動ルートの遮断：藪の刈り払い等の環境整備により、イノシシの好適生息地を除去する。

3) 市街地出沒した際の適切な対応方針及び対応体制

- ・出沒パターンにより、イノシシの出沒原因は異なり、イノシシの行動も異なる。イノシシの出沒パターンに合わせて、適切な対応及び事前の対応体制の整備が必要であり、出沒した際には、現場の状況を確認し、出沒原因等から対応を検討する必要がある。

①出沒パターン1

- ・イノシシの行動：パニックに陥り興奮状態であるため危険
- ・対応方針：出沒個体を除去することで出沒はなくなる（適切な誘導により森林へ返す、誘導檻を用いた捕獲等）
- ・対応体制：事前に周到な組織を整備することは、出沒する確率と整備する労力を比較すると効率性は低い。しかし、イノシシの保護・管理に関連しない行政窓口に出沒情報が通報された際にも適切に対応ができるよう、関係機関の連携・連絡体制の整備・基本的な対応の定期的な確認及び情報共有を行っておくことが望ましい。

②出沒パターン2

- ・イノシシの行動：パニックに陥り興奮状態であるため危険
- ・対応方針：出沒地周辺に痕跡が多い場合は、今後イノシシの出沒頻度が高まる可能性があるため、出沒抑制対策の徹底や組織的な体制づくりが求められる。
- ・対応体制：関係機関（行政機関、警察や消防、狩猟免許所持者、専門家等）が連携・協議し、市街地へ出沒した際の連絡体制・対応体制の構築、対応方法の技術普及（定期的な研修等）を行う。

③出沒パターン3

- ・イノシシの行動：長期間にわたり餌付けされた個体は警戒心が低く、人慣れしているため、襲いかかる等の危険性がある。
- ・対応方針：少数の特定個体が餌付け等により出沒している場合は、出沒個体の除去が有効である。多数の餌付けされた個体が出沒し、継続することが予想される場合は、出沒パターン2と同様の対応方針となる。
- ・対応体制：出沒パターン2に加えて、日常的なパトロールや常時対応できる体制を整備する必要がある。

(3) 目標設定

- ・イノシシに関しては、シカと異なり有効な密度指標がなく、また、個体数は季節変動や年変動が大きいこと等から、生息密度や個体数を算出する手法は確立されていない。そのためシカのような個体数や生息密度を管理目標とした広域的な個体群管理

は現時点では技術的に難しい

- ・一方で、従来の農業被害だけではなく、個体数増加や分布拡大による可能性が高い重大な人身被害等の生活環境被害も増加しており、被害が発生している（する可能性が高い）地域を対象とした密度管理が求められる状況にある。
- ・よって、そのような地域では技術的な問題による生息数推定や密度指標の不確実性や取り扱いに関する注意事項も踏まえた上で、データの積み重ねによる将来的な精度の向上も目的として個体数や生息密度を管理目標とした密度管理を導入することを検討する。
- ・計画による施策により被害は減っているのか評価できるような目標設定が必要である。捕獲に関しては捕獲数だけでなく被害軽減につながるような捕獲ができてきているのかの評価も必要である。
- ・集落アンケートによる被害の「甚大」「大きい」の割合を低減させることを目標とする計画もある（例：千葉県、兵庫県）。また集落アンケート等による被害意識の低下も目標となり得る。

（４）モニタリング

- ・特定計画は、PDCA サイクルに基づき推進していくが、評価（Check）にあたるモニタリングは、計画の策定と施策の評価・改善に必要な作業である。計画の目標を達成したかどうかの確認や実施した施策の評価に当たって必要で有効なモニタリング項目を調査する必要がある。

1) 捕獲に関する情報収集

- ・農業被害軽減のために実施した捕獲が、目標に合った捕獲ができていないかを評価するために、捕獲位置（＝農地周辺で捕獲しているか）、親（成獣）を含めて捕獲したか（＝群れごと捕獲できているか）といった捕獲状況に関する情報と、捕獲個体の性別、年齢又は成長段階に関する情報（＝繁殖可能年齢の個体（成獣）が捕獲できているか）を収集する。

2) 密度指標の収集

- ・イノシシの管理を進める上で、個体群の生息動向を何らかの形で評価することは、計画の妥当性や状況を評価するために必要不可欠である。イノシシの生息数や生息密度を把握する手法は現在、研究が進められているが、現時点では広域的、継続的に密度変動を把握する指標として、CPUE（単位捕獲努力量当たりの捕獲数）や SPUE（単位捕獲努力量当たりの目撃数）が活用されている場合が多い。
- ・CPUE は 1 人の捕獲従事者（狩猟者）が 1 日に捕獲した頭数の平均値（総捕獲数 ÷ 総出猟日数）あるいは 1 台のわなが 1 日に捕獲した頭数の平均値（総捕獲数 ÷ 総わな設置台日数）を示す。
- ・SPUE は 1 人の捕獲従事者（狩猟者）が 1 日に目撃した頭数の平均値（総目撃数 ÷ 総

出猟日数)を示す。

- ・ CPUE や SPUE は捕獲が進み低密度化が進むことで減少するが、一方で人への警戒心が高まることでも CPUE や SPUE が低下することもあり得る。複数の指標によって傾向を読み取ることが望ましい。
- ・ ベイズ法による個体数推定では、捕獲数以外の密度指標 (CPUE や SPUE) などを用いて推定することで精度が上がるため、モニタリングによる密度指標を用いることが望ましい。
- ・ 個体数推定の結果は、絶対的な数値とは捉えず、あくまで個体数の増減傾向を把握するために用いる。

3) 被害状況の収集

- ・ イノシシの多くの特定計画では、目的は農業被害の軽減であることから、計画の目標設定やその評価に当たっては、被害状況の把握が必要である。
- ・ 既存の行政による農業被害金額や被害量といった被害状況の調査データの他に、集落の代表者等を対象に集落の農業被害と対策状況についてのアンケート調査により、集落単位で被害状況が把握する方法もある。この調査は定量的な調査ではないので、被害量や被害金額などは把握できないが、被害の程度、動向の変化などを把握できる。

(5) 計画の評価と改善

- ・ 計画で実施した施策の効果が評価できる具体的な目標 (数値目標) を設定し、評価に必要な情報をモニタリングで収集する。

(6) 役割分担と連携

- ・ イノシシの計画的な管理を行う上で、実行すべき内容 (役割) は多岐に渡るため、都府県、市町村、集落・個人という各主体が分担して役割を担う (役割分担) が必要があり、それぞれの役割を理解する必要がある。また同時に各主体は個別に役割を担うのではなく、相互に連携する必要がある。

1) 都府県の役割

- ・ 特定計画の策定：都府県全体のイノシシ管理に関する方針を示す
- ・ 市町村の技術的・財政的な支援：人材育成のための各種研修の実施、指定管理事業による市町村の捕獲を補完など
- ・ モニタリングデータの分析：市町村が収集した捕獲や被害状況に関するデータの整理・分析
- ・ 都府県の内部での役割分担と連携：特定計画は、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理の3つから構成されるが、多くの都府県の場合、個体群管理 (捕獲) は鳥獣行政部局、被害防除対策や生息環境管理については農林行政担当部局と分かれて担っていることが多いことから、それぞれの部局の協力と連携が必要である。

- ・都府県と市町村の連携：特定計画は都府県が策定するが、イノシシの管理のための捕獲や被害防除対策等の実施主体は市町村が中心となる場合が多いことから、都府県は市町村と連携した施策を展開する必要がある。また特定計画と市町村が特措法に基づき策定する鳥獣被害防止計画は、その方針や各主体の役割等について整合をとる必要がある。計画策定の際は、関係者が協議する場を設け、計画の整合性を確認する必要がある。

2) 市町村の役割

- ・被害防止目的の捕獲の実施
- ・地域や集落が主体となった組織的な被害防除対策（総合的な対策）への技術的・財政的支援
- ・モニタリングデータの収集（捕獲状況、捕獲個体、被害データ）：対策の検討や対策の効果を検証する上で、モニタリングデータは不可欠であり、捕獲の実施や被害状況の把握に中心的な役割となる市町村がその収集の役割を担う。

3) 集落・個人の役割

- ・被害防除対策は、個々の農地は個人（農家）が、集落全体については集落が主体的に実施すべきであり、個々の農家が対策を実施するよりも、集落ぐるみで組織的に対策を実施した方が、効果的である。
- ・防護柵の設置・管理
- ・集落環境整備（藪の刈り払い、誘引物（廃棄農作物の管理、放棄果樹の管理）の除去）
- ・集落ぐるみの捕獲（狩猟免許を持たない者が被害防止目的の捕獲への補助者として参加、狩猟免許を有しない従事者制度を利用した捕獲）

(7) 指定管理事業の位置づけ

- ・特定計画の中で予め指定管理事業を位置づけ、計画策定時に利害関係者（捕獲団体等）と合意形成（調整）を図ることで、事業実施時に問題が生じないようにする。
- ・指定管理事業には、以下のような利点がある。
 - ・従来の捕獲区分（狩猟や許可捕獲）で対応できていなかった地域での捕獲が可能（例：市街地出没を抑制するため市街地周辺での捕獲事業）
 - ・状況把握と捕獲効果のモニタリング実施が可能
 - ・保護・管理に必要な科学的データの収集（例：繁殖可能個体を判別する成幼獣判別基準づくりのためのデータ収集）が可能
- ・市町村の実施する捕獲（被害防止目的の捕獲）を補完するような捕獲事業（例：分布拡大地域で捕獲体制が未整備な地域での捕獲）

(8) 違反（違法）行為への対応

- ・ 錯誤捕獲
錯誤捕獲の予防、放獣体制の整備 など
- ・ 報奨金不正受給
捕獲報奨金の不正受給が問題となっている。法的な問題の他に、捕獲数の水増しなどにより、科学的なデータの前提が崩れてしまうことも問題である。
- ・ イノシシ・イノブタの飼育・放獣・逃亡
逃亡を防ぐための飼育の管理の徹底や狩猟鳥獣で原則禁止されている放獣についての指導が必要である。

II. 計画立案編

1. 計画策定の目的及び背景
2. 管理すべき鳥獣の種類
3. 計画の期間
4. 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域
5. 第二種特定鳥獣の管理の目標
 - (1) 現状
 - 1) 生息環境
 - 2) 生息動向及び捕獲等の状況
 - 3) 被害及び被害防除対策の状況
 - 4) その他
 - (2) 管理の目標
 - (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方
6. 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項（指定管理事業の実施に関する事項）
7. 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整理に関する事項
8. その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項（被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努める）

III. 資料編

1. 事例集
2. イノシシの生物学的特徴
3. 用語解説
4. 参考文献
5. 引用文献